

## 介護予防・生活支援員養成研修業務に係る企画提案競技実施要領

### 1. 趣旨

本市では、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号イに規定された第1号訪問事業として、「旧介護予防訪問介護に相当するサービス」に加え、「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）」第2の4（1）に規定する「主に雇用されている労働者により提供される旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスとして家事援助限定型訪問サービスを実施している。

家事援助限定型訪問サービスを提供する人材は、国のガイドラインにおいて「訪問介護員又は一定の研修受講者」が例示されている。本市においてもこのサービスの従事者を確保することを目的として、「西宮市介護予防・生活支援員養成研修実施要綱」に基づく人材養成研修（以下「介護予防・生活支援員養成研修」という）を実施する。

介護予防・生活支援員養成研修は、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的としてサービスを提供するにあたって重要な取り組みとなるため、企画提案競技を行い、豊富な情報・経験・知識などを有し、業務遂行能力に優れた業務受託者を選定するものである。

### 2. 一般事項

#### (1) 名称

「介護予防・生活支援員養成研修業務」に係る企画提案競技

#### (2) 主催者

西宮市 健康福祉局 福祉総括室 福祉のまちづくり課

#### (3) 受託候補者選定方式

公募型のプロポーザル方式により企画提案書を求め、本市が定める選定評価基準に基づき総合的に評価・審査し、受託候補者を選定する。

#### (4) 委託業務内容

別紙「介護予防・生活支援員養成研修業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

#### (5) 委託料の上限額

令和6年度 金額1,402千円以内（消費税非課税事業）

#### (6) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

#### (7) 契約

企画提案競技の結果は令和6年度から令和8年度まで有効とする。令和7年度及び令和8年度の契約は、前年度の業務内容を審査し、問題がないと判断された場合、該当年度の予算成立後、各年度4月に締結する予定。

#### (8) 企画提案競技スケジュール

①西宮市ホームページへの掲載により公募開始	令和6年1月26日（金）
②質問書の提出期限	令和6年2月22日（木）午後5時30分
③質問に対する回答の公表	令和6年2月1日（木）以降随時公表
④企画提案書の提出期限	令和6年3月1日（金）午後5時30分
⑤1次選考	令和6年3月初旬～中旬
⑥2次選考 （1次選考入選者によるプレゼンテーション）	令和6年3月26日（火）
⑦受託候補者と随意契約	令和6年4月1日（月）

### 3. 応募の要領

#### (1) 応募者の資格要件

企画提案競技による選考への参加を希望する者は、企画提案書の提出期限において、次に掲げる資格要件のすべてを満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 西宮市指名停止基準による指名停止措置を現に受けている者でないこと。
- ③ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立をしている者でないこと。
- ④ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立をしている者でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。
- ⑦ 別紙の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- ⑧ 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税、地方消費税及び本市の市税（西宮市内に本店（本社）がある場合に限る）に未納がある者（地方税法第15条に基づき徴収の猶予を受けている者又は国税通則法第46条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。）でないこと。

#### (2) 応募手続き

##### ①提出書類について

##### ア. 提出書類

提出書類	提出部数
(ア) 応募申込書（様式第1号）	1部
(イ) 法人概要	
(ウ) 法人登記事項証明書または登記簿謄本（原本） 発行後3か月以内のもの	1部 ※令和5年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は提出不要
(エ) 法人の定款	
(オ) 法人の財務状況に関する書類（貸借対照表、損益計算書） 直近1年分	
(カ) 納税証明書 ・法人税及び消費税等について未納税額のない証明 ・西宮市内に事業所を有する場合：市税納付状況証明書	
(キ) 過去の業務実績（様式第2号）	6部 ※法人名等のあるものは1部。残りの5部は法人名等抜いたものを提出。
(ク) 本業務の推進体制（様式第3号）	
(ケ) 企画提案書 令和6～8年度の企画提案内容を記載すること。	
(コ) 見積書 令和6～8年度分を年度ごとに見積もること。 ※見積書は算出根拠等を詳細に記載すること。	

※令和7～8年度については、別途予算計上予定だが、あわせて企画提案書と見積書を提出すること。

イ. 用紙の大きさはA4版またはA3版とし、(キ)～(コ)については、左端をホッチキス綴じ（A3版は折り込み）。支障がない範囲で両面印刷も可。

ウ. 提案は一応募者一提案。

②企画提案書及び見積書の作成要領

提案書では以下のことについて記載すること。

ア. 研修の企画

イ. 研修の広報・受講者募集・受付・就職支援・運営についての考え方

ウ. 業務工程表

※市では現在、次の内容を想定している。

●介護予防・生活支援員養成研修（就職支援を含む）

	令和6年度	令和7～8年度																														
研修内容	別紙の仕様書に定める<別表1>「養成研修課程カリキュラム及び講師要件表（以下「別表1」という。）」のとおり																															
就職支援	研修当日に会場で実施 ・受託事業所による就職講話等（内容は企画提案書に記載してください） ・研修修了者の雇用を希望する事業所によるPR及び質疑応答 ・公共職業安定所による出張相談窓口の設置																															
実施回数	3回	各年度3回程度実施する場合を想定して企画提案書と見積書を作成すること																														
実施時期	<1回目> 6月17日、19日、24日を予定 <2回目> 9月18日、20日、25日を予定 <3回目> 12月2日、4日、9日を予定	未定																														
実施場所	西宮市内施設を本市が確保する																															
募集人員	50名程度/回×3回																															
受講要件	西宮市で家事援助限定型訪問サービスに従事することを希望するもの																															
1回あたりの日数及び時間数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>時間</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1日目</td> <td>30分以内</td> <td>オリエンテーション（研修の意義、諸注意等）</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>職務の理解</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>制度理解</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>高齢者等の尊厳の保持</td> </tr> <tr> <td>20分程度</td> <td>就職講話等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2日目</td> <td>3時間</td> <td>本人や家族とのコミュニケーション</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>自立支援の理論と実践</td> </tr> <tr> <td>20分程度</td> <td>就職講話等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3日目</td> <td>2時間</td> <td>老化や疾病についての理解と介護予防</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>チームケア</td> </tr> <tr> <td>20分程度</td> <td>オリエンテーション（レポート・アンケート回収、修了証交付等）</td> </tr> <tr> <td>1時間程度</td> <td>就職支援（事業所PR、質疑応答、出張相談窓口等）</td> </tr> </tbody> </table>		日程	時間	内容	1日目	30分以内	オリエンテーション（研修の意義、諸注意等）	1時間	職務の理解	1時間	制度理解	2時間	高齢者等の尊厳の保持	20分程度	就職講話等	2日目	3時間	本人や家族とのコミュニケーション	2時間	自立支援の理論と実践	20分程度	就職講話等	3日目	2時間	老化や疾病についての理解と介護予防	1時間	チームケア	20分程度	オリエンテーション（レポート・アンケート回収、修了証交付等）	1時間程度	就職支援（事業所PR、質疑応答、出張相談窓口等）
日程	時間	内容																														
1日目	30分以内	オリエンテーション（研修の意義、諸注意等）																														
	1時間	職務の理解																														
	1時間	制度理解																														
	2時間	高齢者等の尊厳の保持																														
	20分程度	就職講話等																														
2日目	3時間	本人や家族とのコミュニケーション																														
	2時間	自立支援の理論と実践																														
	20分程度	就職講話等																														
3日目	2時間	老化や疾病についての理解と介護予防																														
	1時間	チームケア																														
	20分程度	オリエンテーション（レポート・アンケート回収、修了証交付等）																														
	1時間程度	就職支援（事業所PR、質疑応答、出張相談窓口等）																														
受講料	無料																															
備考	障害のある受講者に合理的な配慮を行うこと																															

●介護予防・生活支援員養成研修実施に伴う関連業務

令和6年度は別紙の仕様書の介護予防・生活支援員養成研修実施に伴う関連業務のとおり。

### ③応募方法

前記応募期間内（令和6年3月1日（金）午後5時30分まで）に提出書類を持参（土・日・祝日及び執務時間外は受付しません）。または郵送（提出期限までに必着のこと）。

### ④提出先・問合せ先

西宮市 健康福祉局 福祉総括室 福祉のまちづくり課  
住所：662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号  
電話：0798-35-3135 FAX：0798-34-5465  
Mail：vo\_fukumachi@nishi.or.jp 担当者：飯沼・土田  
受付時間：午前9時から午後5時30分まで

### (3) 費用負担

本企画提案競技に関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。

### (4) 質問受付等

本実施要領の内容について質問がある場合は質問書（様式第4号）を提出すること。

①提出期限：令和6年2月22日（木）午後5時30分

②提出方法：質問書を電子メールにて福祉のまちづくり課（vo\_fukumachi@nishi.or.jp）まで提出。  
メールの件名は「質問書の提出について」とすること。

③回答方法：質問者に対し電子メールにより行うほか、市のホームページで随時公開する予定。

### 4. 提出書類の取扱い

提出された応募申込書及び企画提案書等は返却しないものとする。

### 5. 審査及び選考等

#### (1) 審査及び選考の方法

##### ①1次選考

- ・原則として、応募数が5社を超えた場合は、提出書類（企画提案書等）の内容により上位5社を選考する。
- ・応募者数が5社以下の場合は、提出書類の内容を審査し、2次選考の対象者を選定する。

##### ②2次選考

- ・1次選考入選者によるプレゼンテーションを実施。  
実施は令和6年3月26日（火）を予定  
説明時間 約15分、質疑応答時間 約15分  
※時間・場所等は1次選考入選者に対し別途通知する。
- ・担当者及び責任者が出席すること。
- ・プレゼンテーション・ヒアリング審査で使用する資料は、提出された企画提案書のみとする。  
企画提案書にない追加提案や追加資料の配布は禁止とする。
- ・欠席した場合は、応募申込を辞退したものとみなす。

#### (2) 審査項目

審査項目	採点割合	評価基準
① 過去の業務実績	20/100	選定評価基準 (別表)
② 本業務の推進体制	20/100	
③ 企画提案書	40/100	
④ 見積金額	20/100	

## 選考のポイント

- ・過去の業務実績
- ・本業務の推進体制（適正な配置人員で本市の指示に柔軟な対応が可能か）
- ・提案内容、見積金額など

### （3）審査方法

- ①委託料の上限額を超えている場合は審査から除外する。
- ②審査方法は、選定評価基準に基づく評価点により行う。評定にあたり、市職員で構成する介護予防・生活支援員養成研修業務に係る企画提案競技受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- ③1次選考については、選定評価基準に基づき事務局（福祉のまちづくり課）が評価点を算出する。
- ④2次選考については、選定評価基準に基づき委員会が評価点を算出する。評価点は各委員の評価点の平均値をもって委員会の評価点とし、これを応募者の評価点とする。

### （4）受託候補者の選定

審査の結果、最高得点を獲得した提案者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数あった場合は、委員会の議決により選定する。また、最高得点提案者の得点が市の定める最低必要得点を下回った場合は受託候補者を選定しないこととする。

### （5）選考結果の通知

- ①1次選考結果は、応募者全員に文書等で通知する。
- ②2次選考結果は、プレゼンテーション実施者全員に文書で通知する。
- ③選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

### （6）無効

応募者、または応募者から提出された書類が下記のいずれかに該当する場合、その応募は無効とし、審査及び選考の対象とはしない。

- ①提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

### （7）契約の締結

審査の結果、最高得点を獲得した受託候補者と、契約締結に伴い必要となる協議を行ったうえで、本市の作成する契約書によって契約を締結する。ただし、下記のいずれかに該当し、その者と契約締結ができない場合、同規定に該当しない者で評価順位が次順位の者を受託候補者とする。

- ①本要項3の（1）に定める要件を満たすことができなくなったとき
- ②契約交渉が成立しないとき、または受託候補者が本契約の締結を辞退したとき
- ③その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

## 6. その他

- （1）応募申込書を提出後に申込みを取り下げの場合は、申込取下届（任意様式）を持参または郵送により速やかに提出すること。
- （2）企画提案書等の提出後の提出書類の差し替え及び追加等は原則認めない。ただし、本市の判断により、記載内容確認のため補足資料の提出を求めることがある。

以上

## 選 定 評 価 基 準

評価項目	評価事項		評 価			
			A	B	C	D
過去の業務実績	介護職員初任者研修・生活援助従事者研修・実務者研修	実施回数	10回以上	9～5回	4～1回	0回
		修了者数	181人以上	180～81人	80～1人	0人
	基準緩和訪問型サービス従事者養成研修※	実施回数	10回以上	9～5回	4～1回	0回
		修了者数	181人以上	180～81人	80～1人	0人

評価項目	評価事項		評 価			
			A	B	C	D
業務の推進体制	総括責任者業務実績		3年以上	2年	1年	0年
	講師配置人数（別紙の仕様書の別表1に定める科目番号別対応可能人数の最低数）		3人以上	2人	1人	0人
	講師業務実績（平均）		901時間以上	900～261時間	260～1時間	0時間
	推進体制の総評		優	良	可	不可

評価項目	評価事項		評 価				
			A	B	C	D	E
研修に対する見識	本研修に対する見識はあるか		極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
取組方針の妥当性	今回業務における取組方針などは妥当であるか		極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	妥当でない
業務に対する意欲	今回の業務に対する意欲と姿勢があるか		極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
提案内容の的確性	別紙の仕様書に準拠した的確な業務内容か		極めて的確	的確	普通	やや不的確	不的確
提案内容の実現性	提案の内容は実現性があるか		極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

評価項目	評価事項		評 価				
			A	B	C	D	E
提案内容の費用対効果	見積費用と提案内容の費用対効果はどうか		極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

※介護保険法（平成9年法律第123号。）第115条の45第1項第1号イに規定された第1号訪問事業として、「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）」第2の4（1）に規定する「主に雇用されている労働者により提供される旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスを提供する人材の養成を目的として市町村等が実施する研修。

(様式第1号)

## 応募申込書

令和 年 月 日

西宮市長様

住 所

事業者名

代表者

今般、実施される介護予防・生活支援員養成研修業務に係る企画提案競技について、実施要領の内容を承諾の上、必要書類を添えて応募申込します。

また、実施要領に記載のある応募者の資格要件を満たしていることをここに誓約します。

### 【連絡先】

所 属		電 話	
役 職		F A X	
氏 名		E-mail	

## 過去の業務実績

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

介護職員初任者研修、生活支援従事者研修、実務者研修、基準緩和訪問型サービス従事者養成研修について、過去の業務実績を記入すること

	実施年度	研修名称	実施場所（市町名）	開催回数	受講者数	修了者数
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

実施年度別に実施場所（市町名）毎の開催回数をまとめて記載すること

回数は1クール（例：介護職員初任者研修の場合は130時間程度、実務者研修の場合は450時間程度）を1回とカウントすること

基準緩和訪問型サービス従事者養成研修の場合は実施市町村とカリキュラムがわかる書類を添付すること

実施年度がまたがる場合は修了日の属する年度を記載すること

過去3年程度の主な業務実績を記載すること



## 本業務の推進体制

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

総括責任者	氏名		職名	
	資格		実務経験年数※	年 月
	担当予定業務			

※介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、実務者研修、基準緩和訪問型サービス従事者養成研修について、責任者、講師及び調整等の業務に関わった経験年数を記載すること

## 担当講師一覧表

No.	講師氏名	科目番号	資格 (取得年月日)
			略歴 (経験年数)
			介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、実務者研修、基準緩和訪問型サービス従事者養成研修の講師経験総時間数
例	西宮 太郎	1 - 全科目 2 - 全科目 3 - ①②③ 4 - ①	介護福祉士 (H14/3) 社会福祉士 (H24/3) 児童養護施設 ・相談員 (1年) 指定通所介護 ・介護職員 (8年5ヶ月) 重度訪問介護 ・訪問介護員 (8年3ヶ月) ・介護職員初任者研修 80時間 ・基準緩和訪問型サービス従事者養成研修 (〇〇市) 50時間 ・基準緩和訪問型サービス従事者養成研修 (△△市) 10時間

No.	講師氏名	科目番号	資格 (取得年月日)
			略歴 (経験年数) 介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、実務者研修、基 準緩和訪問型サービス従事者養成研修の講師経験総時間数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

- ※ 講師は提案日現在に要件を満たす者を記載すること。
- ※ 科目番号は別紙の仕様書の別表1から選択すること。
- ※ 講師経験総時間数は、研修の種類別に講師を経験した総時間数を記載すること。
- ※ 講師が11人以上いる場合は「様式第3号 裏面」のみを複写して記載すること。
- ※ 受託することとなった場合には原則として当該担当講師一覧表に記載の講師が講座を担当すること。

(様式第4号)

# 質 問 書

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

質問内容と理由など

質問内容と理由など			
氏 名		電 話	
		E-Mail	